

## 審議会の概要

審議会の名称	舞鶴市水道事業審議会
設置年月日	平成27年4月1日
設置根拠条例	舞鶴市水道事業審議会条例
所掌事務内容	<p>水道事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、審議会は、次の事項に関し、水道事業の管理者の権限を行う市長の諮問に応じてこれを調査し、及び審議するとともに、その結果を答申するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 水道事業の計画に関すること。</li><li>(2) 水道事業の経営に関すること。</li><li>(3) その他水道事業の運営に関すること。</li></ol>
委員数	10名以内